

音楽ライブラリアン養成のための
eラーニング活用に向けた教材作成の試み
An attempt to design e-learning materials
for training music librarians

伊藤 真理*

Mari ITOH

抄録

Utilizing e-learning materials for training music librarians has a potential of useful self-learning tools. The researcher developed and assessed the experimental digital material distributed on the web. The topic for the material, which was cataloging music scores, was chosen from the results of two research studies. They were questionnaire survey for music librarians and analyses of training programs of music library associations in Japan. Two methods were taken for the assessment of the material: questionnaire to music librarians and interview with a senior music cataloger.

The results of the assessments revealed that the experimental digital material would be useful for music librarians. However, it became clear that some aspects such as restructuring contents, and amending displays of information like pop-up windows, needed to be examined further. It was also assured that learners would understand the contents of the material more properly by adding information on media type characteristics of music and technical terms in music history to the material.

* 愛知淑徳大学人間情報学部

1. はじめに

よりよい情報サービスを提供するためには、高度な専門的知識を持つ人的資源の確保が必要であることはいうまでもない。しかし、日本では図書館専門職が必ずしも社会において適切に評価されているとはいえず¹⁾、むしろ雇用形態の多様化によって職能機能を活かさない状況が多く起こっている。2003年以降、日本図書館情報学会が継続的に実施している情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育の体制に関する研究活動(LIPER)は、今後の図書館での人材育成にも大きく影響すると思われるが、その最終的な結果や効果が出るまでには、さらに十分に時間をかけなければならないであろう。

当然のことながら視野に入っているとはいえ、LIPERでは、直接的には特定の主題分野に特化した情報専門職教育や養成を対象としていない。音楽分野では、音楽資料を対象として近年相次いで実施された複数の調査において、図書や雑誌とは取り扱いの異なる音楽資料を適切に管理提供できる専門家の必要性と養成体制の欠如についての指摘がなされている²⁾。これまでも、音楽ライブラリアン現職者を対象として研修が実施されてきたが、専門職の養成を組織的に検討する必要がある。

音楽ライブラリアンの育成について、主題情報専門家としてのコンピテンシーを明示しておくことが、教育課程で取りあげるべき事項を検討するうえで重要である。音楽ライブラリアンのコアコンピテンシーについては、アメリカの音楽図書館協会 Music Library Association (以下、MLA) が公表したものがあつた。Marley は米国における音楽ライブラリアン教育研究の中で、コンピテンシーは定期的に更新されるべきであると述べている³⁾。MLAは、1970年代に公表されたコンピテンシーを再検討して2002年に発表している。

翻つて日本を含めその他の国では、音楽ライブラリアンのコアコンピテンシーを公表もしくは詳細に検討した研究はほとんどない。イギリ

スでは、MLAの掲げるコアコンピテンシーを理想的なものとして紹介している⁴⁾。日本でのライブラリアンを取り巻く社会的状況をふまえたコアコンピテンシーについて、筆者はこれまで一連の調査研究を行ってきたが⁵⁾、⁶⁾、いまだコンピテンシー策定の段階には至っていない。国内の状況をふまえた適切なコンピテンシーを検討するには、さらに詳細な研究が必要な状況である⁷⁾。

音楽分野に限らず主題情報専門家の養成に関する研究は、医学分野をのぞいてほとんど行われていない。医学分野以外の主題情報専門家の養成に関する研究の中で、長谷川による専門図書館職員の人材育成に関する調査研究がある⁸⁾。長谷川は専門図書館員研修の実態調査に基づき、非常勤職員を含む研修の実施と参加の促進、マネジメントに関する研修の充実とともに、自学自習の教育体制の整備が必要であることを指摘している。その方法として、自習用のテキストの出版や研修講義録の配布をあげ、あわせてウェブ上で研修記録を配信するなどのeラーニングの活用を提案している。長谷川の指摘は、他分野での専門図書館員研修にも応用可能であろう。

音楽情報専門職を対象とした研修は、国内では音楽図書館協議会(以下、MLAJ)と国際音楽資料情報協会(以下、IAML)日本支部が中心となって実施している。加えて、2010年からは国立国会図書館も音楽情報担当者向けのセミナーを開始している。これらの研修では、ICTなどの新しい情報技術は導入されていない。しかし、音楽ライブラリアン教育においても、遠隔教育の実践⁹⁾や、ウェブやその他の情報技術を活用することの必要性はすでに言及されているのである¹⁰⁾。国内の音楽ライブラリアン研修の現状分析¹¹⁾や、近年の音楽図書館での雇用形態における多様化をふまえると、音楽ライブラリアン養成においてウェブ教材を提供することは意義があると考えられる。

そこで、本研究では、まず音楽ライブラリアン現職者に役立つと考えられるトピックを選定

し、選定したトピックについての教材の試案と評価について考察した。なお、ウェブ教材は、対面式研修と補完的に利用することによって効果があるとされている。本研究においても、同様な考えに基づくこととする。作成した教材は、今後上述のコアコンピテンシー策定と合わせて発展させていくことを計画している。

2. eラーニング

日本では、eラーニングは企業内教育において先行しているが、近年は語学教育や大学専門課程教育においても活用されている。図書館情報学の分野では、明治大学司書課程や国立国会図書館などの研修で、遠隔教育としての利用が見られる。

eラーニングとは、「場所や時間を選ばず自由に学習できる環境を指しており、狭義にはネットワークを利用して学習する環境を、広義にはICTを活用した学習方法全般を指す」¹²⁾。その特徴として、教師と学習者とのインタラクティブ性と、学習者個人の実態に合わせた学習活動が可能であることがあげられる。

宮地らは、ICTを活用した学習方法を、ソフトウェアを使った学習方法、ネットワークを使った学習方法、ラーニングマネジメントシステム(LMS)を活用した学習方法、という3つにグルーピングしている¹³⁾。狭義のeラーニングは、LMSを活用した学習方法であり、LMSには、(1)学習コースウェアの作成システム、(2)学習者の学習状況や評価の管理システム、(3)教材の配信システム、(4)学習者の個人情報管理システムなどが備わっている必要がある。

筆者の勤務校において、LMSのプラットフォームとして広く活用されているBlackboardが一部の学部や語学教育課程で利用されている。しかし、これは全学的なシステムとして導入されているものではない。全学的には、授業運営および学生個人の履修や生活指導を支援するために、アカデミックポータル(以下、AP)が提供されている。当システムは、上述のLMS機

能のうち、(2)の一部、(3)、(4)の機能を持っている。(4)については、学習のみならず学生生活全体をサポートするための機能が備わっている。

APは、かなりの部分でLMSとしての役割を果たしてはいるものの、システムを使って教材を開発・作成する機能である(1)が含まれていない。また、クイズを設定することや、教師と学習者間のインタラクティブな活動を支援する機能が備わっていない。したがって、本研究の目的に対して、APをLMSとして活用することは適切ではないと思われる。

eラーニングを実践するにあたり、植野はインシエーションが必要であると述べている¹⁴⁾。これは、eラーニングにおいて学習者が乗り越えねばならない困難を設定するというもので、やりがいがあり簡単に成し遂げられない課題を設定することと説明している。本研究の場合には、資料の特性が図書など一般的な文字資料と異なり、内容の把握に専門知識や外国語能力を要求されるような楽譜資料を対象としている。さらに、学習者は他に代替ツールがほとんど存在しない楽譜目録業務に関する知識の習得を目指すという状況となっている。これらをふまえると、本教材は、教材トピックの選定および推定される学習者のニーズが、そもそも十分なインシエーションを持つものとして設定されているといえよう。

3. 教材作成

3.1 トピックの選定

第1章で述べたとおり、現状では日本でのコンピテンシーが提示されていない。そのため、教材のトピックに何を取り上げるべきかについて、筆者がこれまでに実施した調査結果に基づいて検討した。ウェブで提供することの利点を鑑み、本教材作成の前提条件としては、教材利用者は、音楽資料の取り扱いについて日常的に相談が可能な環境ではない場合を想定した。

教材内容の選定は、以下の2つの調査研究を

参照して決定した。1つ目は、音楽情報サービスを行ううえで必要な知識やスキルについて現職者の認識を把握するために実施した調査研究である¹⁵⁾。音楽情報は特定の国に限定されないという理解と、海外では大学図書館や公共図書館を問わず、音楽ライブラリアンが社会的に認知されているという状況をふまえて、IAML公共図書館部会会員を調査対象とした。日本ではほとんどの音楽図書館が大学図書館なので、本研究においても必然的に大学図書館員が対象となる可能性が高い。一方で、公立の音楽専門図

書館がほとんどないため、公共的な機能を果たさなければならない場合も多く生じる。上記調査対象者は、音楽情報サービスを専門としていることを考慮すれば、館種に関わりなく本研究で参考にする意義があると考えられる。

当該調査結果について、一般のライブラリアンが音楽サービスに関わる場合に必要と考えられている知識やスキルとしての内容を表1に、音楽ライブラリアンに固有な知識やスキルとして考えられている内容を表2にまとめた。

表1. 音楽サービスに関わる一般ライブラリアンに必要と考えられる知識やスキル

外国語（少なくとも英語）	一般的な検索知識とスキル
著作権	ITスキル
音楽への強い興味	データベースについての知識
複数の関連学問分野についての一般的な知識： 音楽社会学、音楽心理学、芸術など	蔵書構築に関する知識
楽譜が読めること（音楽に関する基本的なレベルの知識）	デューイ十進分類法
利用者に対して常に理解しようとする姿勢	

表2. 音楽ライブラリアンに固有な知識やスキル

何かの楽器が演奏できること	音楽関連企業での経験
民族音楽、民謡に関する知識	音楽目録整理の知識

表1, 2のトピックの中で、経験に関する事項、関連文献を利用して学習が可能と推測できる事項、内容作成時に各国で異なる事情を持つ著作権処理に関する事項をのぞくと、音楽資料の目録をとりあげることが適切と判断された。

2つ目は、国内の音楽図書館員を対象として実施されている研修プログラムの分析である¹⁶⁾。当該調査結果から、近年では国内で目録法や著作権が取りあげられていないこと、情報検索、ネットワーク技術や利用者教育についてはこれまでもほとんど取りあげられていないことが明らかとなった。これらは、アメリカの音楽ライブラリアン教育の中では継続的に実施し、かつ改善が求められている事項である¹⁷⁾。特に、音楽資料目録に関する知識やスキルの習得については、Marleyの実施した音楽ライブラリアンの基礎的なコンピテンシーとして第1位にあ

げられている¹⁸⁾。

以上のことから、本研究では音楽資料の目録を教材作成のトピックとして選択した。音楽資料とは、一般に音楽分野を対象とした図書・雑誌、楽譜、録音・映像（以下、AV）資料のことを意味するが、ここでは資料の特殊性をふまえ、特に楽譜、AV資料に限定して考えることとした。当然のことながら、これらの非印刷資料については、資料の特性が目録に影響することが考えられる。教材作成としてはこのことも含めて検討する必要がある。したがって、教材作成に有用と考えられるトピックは、楽譜資料目録、AV資料目録、楽譜やAV資料の特性、の3点となるであろう。順次着手することを目標として、手元に参照できる文献があったことから、はじめに楽譜資料の目録の基礎的な内容をとりあげた。

3. 2 コンテンツの作成

完成した教材は、筆者のウェブサイトで公開している（コンテンツの詳細は付録1参照）¹⁹⁾。教材視聴の長さは、約15分である。動画はどこでも途中で止めることができ、戻したり進めたりすることも可能である。

作成にあたっては、アセンディア社製の動画キャプチャソフトCamtasia Studio 7を使用した。第2章で述べたとおり、筆者の勤務校ではインタラクティブなLMSが利用できる環境が整っておらず、たとえ環境が整備されていたとしても学外利用者にアクセスを許可することは難しいと考えられる。これらのことから、個人でも比較的低価格で利用できるソフトを使用することの方が、実行可能性を高められると判断した。同製品を選択した理由は、次のとおりである。

- Microsoft Office PowerPointで作成したスライドを変換して、手軽に動画を作成できること
- パソコンだけでなく、モバイル機器からもアクセス可能な動画を作成できること
- 用語の説明等で利用可能と考えられる吹き出しを自由に付与することができること
- 動画にクイズやアンケートなどの挿入ができること

コンテンツは、第1部「記述目録に関する説明」、第2部「アクセスポイントに関する説明」の2部構成とした。音楽資料の場合には、統一タイトル標目の設定が必須なことから、標目設定の説明は重要である。そのため、アクセスポ

イントについては第1部と独立させた。

また、楽譜資料は海外の出版物が多いため、内容の記述に際しては、『英米目録規則』第2版2002年改訂版、MLAJのシリーズとして刊行された“Music cataloging tool kits 2007”²⁰⁾およびMLAで検討されたシートミュージックのガイドライン²¹⁾を主に参照した。楽譜目録の参考文献は教材の最後に記載した。これら資料の利用は、対面式研修での指導に委ねることとし、本教材では、各資料について簡単な解題を載せた。

コンテンツ作成に際し、本教材の利用に関して想定した条件は以下のとおりである。

- クラシック音楽のジャンルでの西洋印刷楽譜を対象とする
- 説明は、英米目録規則第2版およびMARC21に基づく
- 記述の説明には、異なる蔵書検索システムの検索機能を反映させない
- 主題件名、分類記号は各館で採用するスキームが異なるため、コンテンツに含めない
- 学習者は、MARCの構造を理解している
- 学習者は、図書館の目録作成を行ったことがあるが、楽譜目録作成はほとんど行ったことがない
- 学習者は、音楽の基礎的な知識（例えば楽曲形式の用語など）がある

本教材作成の段階では、資料の特性に関する併用できる教材はまだ作成していない。そのため、本教材中に表3にあげた専門用語に関する説明を吹き出しで挿入した。

表3. 吹き出しを設定した専門用語一覧

作品番号	バージョン
出版者番号	総譜（スコア）
パート譜	記譜法
プレート番号	The Name Authority Cooperative (NACO) Music Project
固有タイトル	総称タイトル

さらに、各部のまとめをかねて、第1部の終わりに4問、第2部の終わりに2問のクイズを挿入した（付録2参照）。クイズの部分においても、動画を止めて解答を考える時間を調整す

ることが可能である。質問に対する解答は、2者択一式とした。回答には正解・不正解の両方を準備して、それぞれに対して説明文を記し、学習者の理解が深まるように工夫した。

4. 教材試案の評価

4. 1 評価方法

第3章で説明した教材を、なるべく実用に資するものとするために評価を実施した。eラーニングのコンテンツに対する評価については、学習の所要時間を用いた分析²²⁾や、学習者の満足度や自己効力感を質問する²³⁾などの方法があるようである。しかし、本研究の教材は、直ちに教育現場で使用するものではないため、学習所要時間を計ることは意味があるといえない。また、本教材は対面式の研修を補完するためのものとして位置づけているため、本教材のみに対しての学習満足度や自己効力感を質問することは適切ではない。そこで、本研究では、今後の教材作成の指針を得ることを目的として、アンケートとインタビュー調査を実施した。

上述のとおり、本教材は、現職者の自学に役立てるためのウェブ教材開発の素地を作ることを目指している。評価では、内容の構成や記述の理解しやすさを把握することを第一義とした。そのため、調査協力者の選択では、ある程度教材トピックの内容を把握しており、内容の適切性について判断ができることを条件とした。調査協力者は、音楽図書館サービスに関わる現職者が適切であるため、2011年度国立国会図書館音楽担当者セミナー参加者から許諾を得て依頼した。

アンケート調査では、回答が容易なように電子メールでフォームを送信して回答を収集した。質問内容は、勤務先の館種、業務経験、音楽に関する知識などの回答者自身に関する質問と、教材の全体の構成および内容についてである。

インタビュー調査は、アンケート調査を補完することを目的とした。アンケートのみでは、本教材のようなツールを初学者に提供する際に留意すべき事項の有無など、現場の状況を鑑みた検討をすることが困難なためである。対象は、新人研修を担当している音楽資料目録の熟練者とした。本教材を勤務館での新人研修で使用してもらい、感想を訊ねた。

4. 2 評価結果

4. 2. 1 アンケート調査結果

アンケート調査に協力が得られたのは、音楽図書館業務を請け負っている業者2名、音楽大学図書館派遣職員1名、一般の公立図書館職員1名の計4名である。本調査は、経験に基づく意見の収集を目的としていることから、この人数を妥当と判断した。アンケート調査協力者の詳細は、表4のとおりである。

表4. アンケート調査協力者の属性と人数 (人)

所属(派遣先) の館種	音楽大学図書館	1
	一般大学図書館	0
	音楽専門図書館	0
	一般公立図書館	1
	その他	2
司書資格	有	3
	無	1
音楽に関する 知識	音楽大学(大学院含む)卒業	1
	楽器もしくは歌を演奏する	2
	音楽に関する館内研修受講	0
	独学	1

調査協力者の業務経験については表5に示した。3名は目録業務担当年数が長く、1名は閲覧・参考業務経験が豊富である。

表5. アンケート調査協力者の業務経験 (年)

業 務 \ 回答者	A	B	C	D
目録：楽譜	0	2	0	5
目録：AV資料	12	2	0	10
目録：図書	6	13	3	0
目録：雑誌	2	3	0	0
閲覧・参考	0	5	18	4
発注・受け入れ	0	3	3	4

教材に関する評価では、全体の構成と内容に対する理解について、5段階評価で回答を得た(表6参照)。全体の構成については、おおむね満足のようにあり、クイズについても量や内容ともに特に問題は指摘されなかった。

しかし、教材全体の長さや、操作のしやすさに関して、満足していない調査協力者も見られた。内容に関しては、わかりやすさについて音楽の専門知識が必要と感じていることなどから、必ずしも初学者向けになっていないという評価であると考えられる。

表6. 内容についての評価結果

(人)

		← そう思う					→ そう思わない				
		5	4	3	2	1					
全体の構成	全体の長さは適切か	3	1	0	0	0					
	全体の流れを把握しやすいか	3	1	0	0	0					
	各スライドのレイアウトは見易いか	2	2	0	0	0					
	各スライドの長さは適切か	2	1	0	1	0					
	プログラムは操作しやすいか	2	0	1	1	0					
	クイズの量は適切か	1	2	1	0	0					
内 容	楽譜の書誌レコード作成を説明するのに十分な内容か	1	3	0	0	0					
	各項目の説明は十分に行われているか	1	3	0	0	0					
	用語の使い方は適切か	3	1	0	0	0					
	文章はわかりやすいか	3	1	0	0	0					
	図はわかりやすいか	2	0	2	0	0					
	音楽の専門知識があまりなくても理解できるか	0	2	0	2	0					
	クイズの質問は適切か	1	2	1	0	0					
	クイズの解説はわかりやすいか	2	1	1	0	0					

最後に、本教材を利用した際に気づいたことについて、自由記述式による感想や意見を求めた。その結果、表示と内容に関する意見を得た(表7参照。表7では、内容が同じと判断できる回答は、筆者がひとつにまとめた)。

表示に関して、視聴については問題がないが、じっくり読めるようにしたいというニーズがあった。本教材は動画の途中で止めることも可能で、そのことについて教材使用に関する説明文をつけたが、調査協力者が理解できなかったものと思われる。吹き出しが読みづらいという意見や、タイミングによって文字がにじむといった意見については、使用しているソフトウェアの機能を工夫しながら、表示の構成を修正したい。

目録を説明するための画像や動画利用の必然性に疑問が提示されたことについては、慎重に検討する必要があると思われる。筆者は、楽譜は刊行形態や編集などが図書などとは異なるため、文字による説明だけでなくイメージをつけることでより理解が深まると想定していた。内容に関する調査協力者の意見の中にも、「文字だけでは分かりづらい」という意見もある。このように相矛盾する意見が見られたわけであるが、これらの意見はイメージの提示の仕方原因があることも考えられるため、画像や動画で提示する情報の選択やどのタイミングで提示するかなど、精査する必要がある。

表7. 自由記述式による意見

【表示について】
ビデオの視聴は問題なし
吹き出しの部分で読みづらいところがあった
早く送りたいところとゆっくり読みたい部分を自由にできるとよい
文字情報を動画にした意味が無い
目録で画像は必要ない
止める操作で、タイミングによって文字がにじむ
【内容について】
楽譜目録の資料は少ないので参考になった
クイズなどのアクセントが有り、飽きないのがよい。研修に活用したい
業務で疑問に思ったことや日ごろ混同していることを確認するのに最適な内容
目録・音楽に関する知識が必要。初心者向けが欲しい
実際に楽譜を見ると感覚的に異なるため、クイズで文字だけだと断片的で分かりづらい
文字が多く、イラストが少ない。もっと実例を挙げた方がよい
実際にこの知識を現実的に使えるところがないのではないか

4. 2. 2 インタビュー調査結果

インタビュー調査では、音楽大学附属図書館で新人研修を担当している楽譜目録担当者に、研修教材として使用した際に気づいたことを訊ねた。

本教材に対するインタビュー調査協力者のコメントは下記のとおりであった。

- 本教材については、楽譜目録の基礎的な内容としておおむね良好である
- 各人の学習内容に依存するが、これまでの研修指導の経験から、司書課程での学習では、目録の基礎が十分に学習されているとは言い難いように感じられる。そのため、まず一般的な目録の基本を学習できるようにしたらよい
- より正確に理解するためには、目録対象となる楽譜資料についての基本的な情報および目録で頻出する専門用語を学習する必要がある。教材には、そのための工夫が必要である

このように、教材の内容については基本的に現状の内容を大きく変更する必要はないことがわかった。しかし、補足すべき内容として、音楽の専門用語に関しての指摘を受けた。インタビュー調査協力者は、近年の若手職員は、以前の図書館職員とは異なってコンピュータの操作についてはほとんど問題がなく、感覚的にシステムを操作することも可能であると感じている。したがって、目録業務に関しては目録システムに関わる事項はほとんど必要ないと認識している。むしろ、目録用語に関しての基礎的な知識の欠如を懸念している。

本教材の作成時の条件として、学習者が音楽の基礎的な知識を有するというを前提とした。これは、本教材が対面式研修の補完として利用されるものであり、本教材に必要な知識をすべて盛り込むことが適切ではないと判断したためである。そのため、内容のレベルが必ずしも楽譜目録初心者向けに適切でない部分が生じ

たようである。このことは、アンケート調査においても、「音楽の専門知識が必要である」という意見があったことから明らかである。本教材を目録初学者向けとするためには、音楽の知識に対しても徹底的に基礎的な内容とする必要があると考えられる。この点について、インタビュー調査協力者から、音楽の基本的な知識を補完する意味で、たとえば『英米目録規則』25章に取りあげられている楽曲の形式などの用語についての説明を盛り込むと、現場での利用の有効性が高まるとの意見を得た。これらを参考にして、一般的な目録用語の説明や、目録でよく使われる音楽の専門用語に関する説明を盛り込み、誰でも理解できる内容に改善していく必要がある。

また、上記コメントで記されていたように、目録の基礎を教える際には、楽譜の種類や形態についての知識が必要であるという指摘も受けた。これについては、上述のとおり教材作成として予定している内容のひとつである。今後取り上げるべきテーマとして適切であることが裏付けられた結果となった。

5. まとめ

第3章1節で指摘したように、現在国内で実施されている音楽ライブラリアンを対象とした研修では、近年楽譜目録に関する研修が取りあげられなくなってきている。加えて、楽譜目録については日本語による関連資料が少ない。これらのことを前章での評価結果に加味すると、本教材は現職者の研修に役立つ可能性があることが明らかとなった。

しかし、教材の構成や内容、情報の提示方法などについて、改善する余地があることもわかった。特にインタビュー調査の結果から、専門用語や音楽資料に関する教材の作成を追加することによって、学習者が本教材の内容をより容易に理解できる可能性が高くなるであろうことを確認することができた。これらは今後計画的に実行していく予定である。

また、前章で述べたとおり、教材試案の評価は、本研究の目的に対応するために調査協力者を限定した。したがって、今後教材を発展させていくためには、教材を一般に公開し、その利用者からの網羅的な意見を収集することによって評価を実施する必要がある。

さらに検討が必要なのは、どのようなシステムの上でこれらの教材を構築し、提供していくかである。第2章でふれたように、LMSでは、一方的に学習内容を提示するだけではなくインタラクティブ性と管理機能が必要となる。本研究で使用したソフトウェアは、教育者や学習者同士が情報交換を行ったり、学習者の学習行動の記録、進捗状況の管理などを行ったりすることはできない。

本格的なLMSを構築することは組織的に大きな事業となる。かりに組織内でLMSを構築運用することになったとしても、セキュリティ面でアクセス対象者の設定が必要となるであろう。本研究の目標のひとつは、なるべく多くの音楽図書館に関わる現職者が自学できるように、音楽ライブラリアンの養成環境を整えることである。したがって、アクセスが制限されてしまう環境でしか教材を利用できないのであれば、意義が薄れてしまうことになりかねない。システム構築については、長期的視野で検討していく必要があると思われる。

本研究の目的と異なるため本稿ではふれなかったが、現在の司書養成課程では、特定分野の情報専門職の養成は含まれていない。2008年に改正された図書館法で規定された省令科目において、その方針が明確になっている。したがって、本研究が最終的に目指している音楽分野の主題情報専門家養成は、大学院教育に委ねられることになろう。本教材の作成やコアコンピテンシー策定を契機として、大学院教育課程での音楽ライブラリアン教育についても検討していきたい。

謝辞

教材評価に際しご協力いただいた方々に厚く

お礼申し上げる。なお、本研究は、愛知淑徳大学特定課題研究「音楽情報専門家研修のためのプログラム構築に関する基礎的研究」(2010-2011年度)の助成を受けた。

注・文献リスト

¹ 永田治樹. 「人的資源経営(図書館における人材育成計画の設計): Fieldenレポートの指摘」『専門図書館』1994, no.155, p. 46-54.

² 主な調査として、下記がある:

文化庁委嘱調査『音楽情報・資料の保存及び活用に関する調査研究報告書』. ニッセイ基礎研究所. 2006-2007, 2 vols.

日本音楽学会日本の音楽資料調査委員会. 『「日本の音楽資料」のデータベース化のための調査報告書』(文化庁委託業務[音楽情報・資料の収集及び活用に関する調査研究]), 2010.

³ Marley, Judith L. Education for music librarianship within the United States: needs and opinions of recent graduate/practitioners. *Fontes Artis Musicae*. 2002, vol. 49, no. 3, p. 170.

⁴ Thompson, Pamela; Lewis, Malcolm. Access to music. International Association of Music Libraries, Archives and Documentation Centres: United Kingdom and Ireland Branch, 2003, p. 77.

⁵ Itoh, Mari. "Results from the questionnaire about music librarianship education." IAML Annual Conference. Expo Centro Congressi Terminal Napoli, Naples, July 22, 2008.

⁶ 伊藤真理; 松下鈞. 「音楽図書館関連機関による研修プログラムの分析」. 第58回日本図書館情報学会研究大会. (藤女子大学), 2010, p.49-52.

⁷ 伊藤真理; 加藤信哉. 「現職音楽ライブラリアンの研修経験に関する実態調査」. 第60回日本図書館情報学会研究大会. (九州大学), 2012,

p.9-12.

⁸ 長谷川昭子. 「専門図書館における人材育成：非正規職員を視野に入れた検討」『日本図書館情報学会誌』2009, vol.55, no.2, p.96-98.

⁹ 佐々木裕香. 米国における音楽図書館学教育の理念と現状における課題. 東京学芸大学教育学研究科総合教育開発専攻修士論文, 2005, p. 66-69.

¹⁰ Marley, p. 171.

¹¹ 伊藤; 松下, p. 52.

¹² 宮地功他. eラーニングからブレンディッドラーニングへ. 共立出版, 2009, p. 27.

¹³ 宮地他, p. 28.

¹⁴ 植野真臣. 知識社会におけるeラーニング. 培風館, 2007, p.156-157.

¹⁵ 伊藤真理. 「音楽図書館情報学のための研修プログラム構築について」. 国際音楽資料情報協会日本支部ニューズレター. 2009, no. 34, p. 13-15.

¹⁶ 伊藤; 松下, p. 49-52.

¹⁷ Marley, p. 170.

¹⁸ Marley, p. 164.

¹⁹ 伊藤真理研究室のページ. 「音楽資料の書誌情報：印刷楽譜－基礎編」. URL:

http://www2.aasa.ac.jp/people/mritoh/bibscore_kiso/bibscore_kiso.html,

(アクセス2012-11-26)

²⁰ 鳥海恵司. Music cataloging tool kits 2007. Music Library Association of Japan, 2007 (CD-ROM).

²¹ Schultz, Louis; Shaw, Sarah, eds. Cataloging sheet music: guidelines for use with AACR2 and the MARC format. Scarecrow Press, 2003, 206 p.

²² 植野, p. 212.

²³ 玉木欽也他. これ一冊で分かるeラーニング 専門家の基本. 東京電機大学出版局, 2010, p. 160-161.

付録 1

音楽資料の書誌情報

印刷楽譜
基礎編

本プログラムは2部から成ります

クラシック音楽の洋楽譜を想定して、下記について説明しています。

- I. 記述目録について
 - ・ 楽譜資料について選定する記録について、楽譜資料の目録で表す方法について説明します。
- II. アクセスポイントについて
 - ・ ここでは、有効な検索を保障するために書誌情報で工夫されている項目について説明します。
 - ・ なお、検索システム(OPAC)ごとに検索機能が異なるため、実際の検索結果は同一とは限りません。
 - ・ また、主観件名、分類記号については、各館で採用する標目表や分類法によって異なるため、本プログラムに含めませんでした。

本プログラムの対象者は、

- ・ 目録作成の基礎的な知識を持っている方
- ・ 図書の日録作成を行ったことがある方
- ・ MARCの構造を理解している方
- ・ 音楽について基礎的な知識を持っている方

例えば、「ソナタ」とは楽曲形式のこと、かつ多くの作曲者がこの形式で作曲しており、作品名としても使われているなどの知識を指します。

- ・ 音楽資料の日録作成は行ったことがない方

です。

I. 記述目録

目録規則について

- ・ 本プログラムは、印刷楽譜の記述について、英米目録規則第2版(AACR2)、MARC21に基づき説明します。
- ・ 楽譜の日録作成で使用するツールは、
 - 英米目録規則第2版2005年アップデート
 - "Library of Congress Policy Statements" in RDA Toolkit (<http://www.rdatoolkit.org/>)
 - "Library of Congress Rule Interpretations" in Cataloging Service Bulletin (<http://www.loc.gov/catsr/igpoo/cunton.pdf>) (2010年まで)
 - Music Cataloging Decisions (i.c. 2006まで)
 - Music Cataloging Bulletin. (Music Library Association)

『日本目録規則』を使用する場合は、

- ・ 下記に基づき目録作成を行います。
 - 『日本目録規則1987年版改訂3版』
 - 国立国会図書館、『日本目録規則1987年版改訂2版 非図書資料』適用細則 (http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/030620_1.html)

記述の範囲

- ・ 目録規則第5章「楽譜」および第1章「総則」を参照して、下記のエリアを対象として記述します。
 1. タイトルと責任表示
 2. 資料種別
 3. 版
 4. 出版・頒布
 5. 形態的記述
 6. シリーズ
 7. 注記
 8. 標準番号と入手条件

記述の情報源

- ・ 各エリアの情報源については、第4章「楽譜」を参照します。
- ・ 「タイトルと責任表示」の主要情報源は、タイトルページです。
- ・ 楽譜では、出版社の販売促進の思惑やコスト削減によって、タイトルページを判別することが難しい場合があります。
- ・ リストタイトルページ(次スライド参照)もタイトルページと見なします。
- ・ タイトル情報が主要情報源で見つからない場合、以下(優先順位)から記録します。
 - キャプション
 - カバー
 - 裏付
 - 封付け
 - その他

リストタイトルページ

キャプションタイトル

The old musical box [music] : op. 16, no. 8 / Eugene Goossens
<http://lib.queensu.ca/theses/100000101-03-e-04>
 (National Library of Australia蔵)

Spring [music] / written and composed by "Johannes"
<http://lib.queensu.ca/theses/100000101-03-e-04>
 (National Library of Australia蔵)

付録 1

タイトルと責任表示(1)

- ・ **タイトル**
 - タイトルに、演奏手段、調性、作曲年、作品番号を含む場合、これらの要素を本タイトルとします。
 - タイトルが固有タイトルの場合は、演奏手段、調性、作曲年、作品番号、楽面形式、ジャンルをタイトル関連情報として扱います。
 - 演奏手段、調性、作曲年、番号が情報源にあれば、これらの要素をタイトル関連情報として扱います。
 - 声域は版表示に記録します。
 - 本タイトルが主情報源から記録されたものでなければ、タイトルの情報を注記に記録します。
 - 本タイトルの後には、一般資料表示 [music] (楽譜資料のこと) を記録します。

11

タイトルと責任表示(2)

- ・ **責任表示**
 - キャプションタイトルページ、シリーズ/リストタイトルページも、責任表示を記録するための情報源として考えます。
 - 作曲家、作詞者、原作者、合本作者、編曲者、詩人、翻訳者、編集者は、責任者に含めます。
 - 資料の出版に関わる活動以外の、演奏者、録音者、製本に関する情報や、典拠音楽での監修、採録、振り付け師などの情報は、一般に注記に記録します。
 - 主情報源からではない情報の場合は、角括弧でくくって記録します。
 - 責任表示の情報が得られない場合は、関連情報を注記に記録します。
 - 19世紀には、彫版工を委付に記す慣習がありましたが、作品に対する責任とは関係ないで記録しません。

12

版

- ・ Smiraglioによれば、次の3点のいずれかに該当することが求められます。
 - 楽譜の場合と同様に、数字と一緒に "edition" が書いてある
 - "edition" が、"revised" や "new" と一緒に使われている
 - 文法制タイトルとつながっていない声域の情報
- ・ そうでなければ記録しませんが、重要と思われる情報は、「楽譜の存在に関する事項」(musical presentation statement area) (次スライド参照) に記録します。
- ・ 楽譜の種類に関する事項(バージョン、編曲、移調など)は、責任表示での記述に該当します。
- ・ "Edition" を出版者目録の番号と一緒に使用している場合は、出版者番号と見なします。
- ・ 楽譜では、異なる場合は版表示としますが、楽譜では間違いを犯す可能性があるため、注意する必要があります。

13

楽譜の種類に関する事項

- ・ 任意事項ですが、資料の形態がオリジナルと異なる要因についての情報となります。
- ・ 下記のような標準化された語彙を用います (Schultz & Shaw, p.24から一部抜粋)。
 - Artist copy
 - Advance copy
 - Motion-picture ed.
 - Professional copy
 - Radio version
 - Slide version
 - Special copy for organists
 - Special sample copy
 - War ed.

14

出版/頒布

- ・ **出版者**
 - 楽譜では、出版者と頒布者の区別がつかない場合があります。特に18世紀後半~19世紀初期では名前の変遷が頻繁です。
 - また、19世紀では頒布者が出版者のように示されている場合があります。
 - もし判別がつかない場合は、両者を出版者として見なして含めます。
 - 商標のみが記されている場合は、名前を付記します。
 - 主情報源から情報が得られない場合、他の情報源からの情報を記し、注記を作成します。
- ・ **出版年**
 - 出版年がわからない場合は、参考ツールを参照して調べます。
 - 著作権年が見つからない場合は、最新の見直ししていない著作権年を記録します。但し、1978年以前の著作権年は、無視します。

15

形態的記述エリア

- ・ アラビア数字で総譜やパート譜の数を示します。
 - score, chorus score, choral score, vocal score, part(s)の用語がよく用いられます。
 - 上記の用語が適用しない場合は、w of music, p. of music, leaves of music等を用います。
 - [楽譜の種類に関する事項]は、巻山(編曲, p.370参照)
 - 片断のみ印刷されている場合は、"Sheet"ではなく、"leaves"の単位を使います。
 - 別々の総譜とパート譜から成る場合は、それぞれにページ数や曲数を付記します。
- ・ 総譜とパート譜の大きさが違う場合は、それぞれを記載します。
 - 1 score (20 p.) + 1 part (18 cm.)
 - 1 score (20 p.) + 20 cm. + 1 part (18 cm.), 52 cm.
 - [1] leaves of music and part: 18, 20cm.
 - 1 part: 20x15 cm.
- ・ 挿図は、重要なもののみ注記に記録します。

16

シリーズ

- ・ 楽譜のシリーズタイトルを判別することは困難です。下記のようなものが見られます。
 - 出版社名が入っている場合や、特定のテーマのもとに刊行されている場合
 - ・ Arthur P. Schmidt's octavo edition
 - ・ Easy teaching pieces

17

注記(1)

- ・ 下記にあげられている順序とおりに記録しますが、最も重要と思われる特定の注記は先頭に記載します。
 - 他の版や作品を引用している場合、そのタイトルと責任事項など
 - 他の部分で明白でない楽面形式
 - 演奏手段
 - ・ 楽器の前に声部を記述
 - ・ 11以下の楽器はすべて列挙
 - ・ 音楽のアンサンブルは丸括弧に構成楽器を示す
 - 記述の他の部分で意味不明な場合は、補足的な情報を記録
 - ・ 演奏手段が記述の他の部分や統一タイトルから明らかでない場合
 - ・ タイトルなどから推定される場合は記録しない

18

注記(2)

- 言語
 - ・ 記述の他の部分で明白でない場合、楽譜の一部が取柄を伴う箇所をそのことを指示します。
- 主情報源以外から記録された本タイトルの情報源
- 別の形のタイトル
- タイトルと責任表示に記録しなかった責任表示
 - ・ 作詞者、日本作家、演奏者、録音家、製本者、委嘱など
- 版と書誌的変遷
- 記録法
- 出版/頒布エリアに含まれないが重要な出版/頒布に関する事項
- 演奏時間や形態的記述エリアに含まれない形態事項
- 付属資料
- シリーズ
- 利用対象者

19

付録 1

注記(3)

- 記述対象が掲載されている参考資料
- 記述対象の内容が発行されているその他の形態に関する情報
- 内容
 - ・ 複製中の作品が同一楽曲形式の場合、楽曲形式名は繰り返さない
- 出版者番号、プレート番号
 - (これらの番号は、刊行年を特定したり、作品を固定するためのユニーク番号として機能し、重要な情報と見なされています)
 - ・ 番号の頭に略語がある場合は、略語を番号の一部と見なす
 - ・ 圖書を転記する場合、プレート番号の前に出版者番号を転記する
 - ・ リプリントに対する番号は、リプリントの表示とともに記録する
- 所蔵コピーに関する特徴、所蔵状態、利用制限

標準番号と入手条件

- ・ ISBNや ISMN (International Standard Music Number) 等を記録します。
- ・ レンタルスコアやレンタル演奏資料については、購入による入手ができないことを記載します。

II. 楽譜を検索するためのアクセスポイント

検索の手がかりとして、下記の項目が考えられます

- ・ 人名/団体名
 - 作曲家、作詞者、編曲者、校訂者、戯曲家、台本作家、演奏者、出版者、彫刻師、等
- ・ 作品名
 - 資料のタイトル、統一タイトル、並列タイトル、シリーズタイトル、等
- ・ 主題件名
 - トピック、地名、楽曲形式、様式、ジャンル、催事、等
- ・ 分類記号
- ・ 参考ツールの引用番号、自筆などの情報

典拠コントロールの対象となる項目

- ・ 人名、団体名
 - 記述の機能を受けたカタログが名称典拠レコードの作成や修正を行うことができるプログラムであるMARCで、米国音楽図書館協会 (MLA)は1989年にThe Name Authority Cooperative (NAC) Music Projectを開始し、本館でも利用しています。
 - MARCが用意している、人名/タイトル/編目/楽譜レコード作成のための作品目録のURLがここに含まれます。 (http://librarians.org/qa/qa4848.html/qa4848.html/7/themusic_index.html)
- ・ タイトル
 - 統一タイトルを設定します。
- ・ 主題件名
 - 楽譜集の面では、米国議会図書館の標準語彙 (CH)がよく使われます。
 - LCMTでは、作品自体の形式や様式の用語を付与するために、Genre/ form 欄目を指定するコントロールを提供しています。
- ・ 分類記号
 - 米国議会図書館分類法、もしくはデューイ十進分類法(分類記号に"M"を付与)が広く使われます。

統一タイトル(1)

- ・ 統一タイトルは、資料検索での“集中”と“鑑別”の機能を担っています。したがって、様々な言語で発行された資料も同一作品であれば、統一タイトルによって網羅的な検索が可能です。
- ・ 音楽作品タイトルは、2種類に分けられます。
 - 固有タイトル distinctive title
 - 総称タイトル generic title (types of composition)

統一タイトル(2)

- ・ 固有タイトルでは、原語が優先されます。『ニューグロープ音楽大事典』の各作曲家の作品リスト、作品目録などで確認できます。
- ・ 連番などではない数字は、タイトルの一部と見なします。
 - 例) The seventh trumpet

統一タイトル(3)

- ・ 総称タイトルの形は次の通りです。
 - 作曲家名
 - [タイトル、演奏媒体、逐次番号、作品番号、調]
 - 例) Haydn, Joseph, 1732-1809.
 - [Symphonies, H. 1, no. 24, D major]
- 総称タイトルは通常複数形を用いますが、作曲者がその形式の作品を1曲しか書いていない場合は、単数形になります。

統一タイトル(4)

- ・ 複数のタイトルをまとめて表す場合には、集合タイトル collective title を用います。
 - 1人の個人標目のもとに記入される3以上の作品を含んでいる場合、資料全体に対する適切な集合統一タイトルのもとに記入します。
- ・ 全集、選集
 - 例) [Works]
 - [Selections]
 - [Piano music]
 - [Flute music, Selections]

付録 2

クイズ①

Q. タイトルページに、Fantasie-Impromptu in C-sharp minor, op. 66 (幻想即興曲)と記載されている。楽曲タイプがタイトルなので、調や作品番号も本タイトルに含む。

はい いいえ

クイズ①

A. はい
残念でした。。。
"Fantasie-Impromptu"は、複数の楽曲タイプが組み合わせられて、固有タイトルとなっている例です。したがって、調や作品番号はタイトル関連情報として扱います。
ただし、"trio sonata"や"chorale prelude"は1つの楽曲タイプ名とみなします。

クイズ①

A. いいえ
正解です。
"trio sonata"や"chorale prelude"は、複数の語を組み合わせる1つの楽曲タイプ名とみなすのに対し、"Fantasie-Impromptu"は、固有タイトルとなります。

クイズ②

Q. 1ページ目に"Edition Peters no. 125"と書いてあるが、これは出版者の番号なので、版表示とみなさない。

はい いいえ

クイズ②

A. はい
正解です。
楽譜では、バージョンや刊行形態、編曲などで「版」という語を使う場合が多く見られるので、注意が必要です。

クイズ②

A. いいえ
残念でした。。。
図書では、「版」という語を含めば、版表示と見なすことが基本ですが、楽譜の場合は、バージョンや刊行形態、編曲版など、「版」という語を使う場合が多く見られるので、注意が必要です。

クイズ③

Q. 楽譜を示す単位には、"score"が用いられる。ピアノ曲の楽譜なので、形態的記述の部分で、"1 piano score"とした。

はい いいえ

クイズ③

A. はい
残念でした。。。
ピアノ譜の場合は、"p. of music"と記録します。詳しくは、勝山&細田, p.370を参照ください。

クイズ③

A. いいえ
正解です。
"score"という語が適切でない場合、該当する用語や、"v. of music", "p. of music", "leaves of music"などを適用します。

付録 2

クイズ④

Q. "Concerto for trombone (trumpet or cornet) and band"と書かれているので、タイトルに演奏手段も含まれている。したがって、演奏手段のための注記を作成する必要はない。

はい いいえ

クイズ④

A. はい
正解です。
もし、実際の演奏手段が、タイトルに書かれているとおりではない場合には(例えば" For trombone and piano; acc. originally for band"のように)、実際の演奏手段に関する注記の作成が必要です。

クイズ④

A. いいえ
残念でした。。。
もし、実際の演奏手段がタイトルに書かれているとおりではない場合には(例えば" For trombone and piano; acc. originally for band"のように)、注記の作成が必要です。

クイズ⑤

Q. モーツァルト作曲のオペラ『魔笛』は、ユニークな作品名なので、特に統一タイトルを設定する必要はない。

はい いいえ

クイズ⑤

A. はい
残念でした。。。
『魔笛』のような固有タイトルでも、原語では" Die Zauberflöte"、英語名" Magic flute"と表記されます。したがって、これらの資料をある一意のタイトルのもとに集中させるには、統一タイトルが必要です。

クイズ⑤

A. いいえ
正解です。
ある作品について様々な言語、媒体で刊行、発信される情報を網羅的に探すためには、統一タイトルが有効です。

クイズ⑥

Q. この資料には、同じ作曲家による2つの交響曲が一緒に発行されている。そのため、統一タイトルには、[Orchestra music]という集合タイトルをつけるのが適切である。

はい いいえ

クイズ⑥

A. はい
残念でした。。。
集合タイトルの付与について、スライド38を確認しましょう。

クイズ⑥

A. いいえ
正解です。
集合タイトルを付与するのは、3曲以上の場合です。